

《短期退職の場合の措置》

求人会社、以下「甲」という
株式会社 丸大サービス、以下「乙」という
甲が雇用した労働者、以下「丙」という

1、万一、専ら乙の事由に起因し、又は丙の自己都合により、丙が甲への入社後6ヶ月以内に退職することとなった場合は、乙は甲に対して次の各号に定めるとおり、受領した手数料の返戻をするものとする。但し、各号の実施時期、実施方法等の詳細については、その都度甲乙協議の上、合意し決定するものとする。

- (1) 入社後2ヶ月以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の80%の額を甲に返戻するものとする
- (2) 入社後2ヶ月を越え4ヶ月以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の50%の額を甲に返戻するものとする。
- (3) 入社後4ヶ月を越え6ヶ月以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の20%の額を甲に返戻するものとする。

2、丙が専ら甲の事由により起因し退職した場合又は解雇された場合、もしくは丙が死亡等の不測の事態により入社後6ヶ月以内に退職した場合は、受領した紹介手数料は返戻の対象としない。